

# 第 1 次 白 老 町 議 会 改 革

## 改革内容とその取り組み結果

( 平成 1 0 年 ~ 平成 1 4 年 )

白 老 町 議 会

改革区分	改革の項目	改革の内容	実施計画					具体的な実施状況	
			H10	H11	H12	H13	H14		
1. 議員定数について	1. 議員定数の見直し	<p>近年、議会改革の一環として注目されている「議員定数削減」問題。一方では地方議会の果たす役割が見直され、その機能を十分発揮するための「議会の活性化」が強く求められている。</p> <p>議員定数を削減することによって、報酬額の経費の節減を行い、効率的な議会運営を行うべきとするものであるが、答申の中でも記述されているとおり、議会の権能や政策提言、さらに議会におけるチェック機関としての重要性、あるいは多様化、複雑化する地方行政に対応するためには、今まで以上に実質審議の場である常任委員会活動を中心とした議会運営の機能を果たしていかなければならないところであり、現行の委員（議員）数は必要最小限である。また、地方分権の勧告においても、法定数の見直しも予想されることから、今後はこの推移を見守ることが必要であるとされ、したがって現状維持の22名に留めるべきであると判断されている。</p> <p>しかし、近隣の市町においては、議員の削減を実施、あるいは削減の方向で検討中であることも十分認識しているところであり、その状況についても一部視察を実施して、その状況について把握してきたところである。このような諸々の議会を取り巻く環境の中で、議員定数のあり方を含め、議会の果たす役割を十分に認識し、町民の期待に応えていくのが大きな課題であり、慎重な判断を要するところである。このことから、この項目については引き続き慎重審議を重ねていくこととした。</p>		1月					<p>議員定数の削減に関する陳情書が提出される。 平成10年12月 議会運営委員会へ審査付託 平成11年1月採択</p> <p>平成11年1月26日条例改正 定数の減少 議員定数 22人・20人</p> <p>地方分権一括法による地方自治法改正に伴い、次期改選期に向けて論議する。 白老町議会議員の定数を定める条例 平成14年9月定例会で可決 議員定数 20名（平成15年1月1日施行）</p>
2. 議員の視察研修について	1. 道外視察の日程短縮	<p>当町の行政課題や先進自治体の実態を調査研究することは極めて重要であり、これまでも大きな成果と役割を果たしてきた。しかし、現在の厳しい財政事情や近年の交通事情、あるいは民意の意見を勘案したとき、長期間の先進地視察は時代にそぐわない部分があるとの判断から、現在実施している各常任委員会の道外視察研修の短縮を図り、旅費等の経費節減に努めることとした。</p> <p>また、従来までは視察研修の内容等について、各常任委員長が代表して議会に報告してきたところであるが、今後は参加議員全員が議長に対してレポート提出を義務づけることとした。</p>		4月					<p>議員任期の期間中において、各常任委員会の所属を改選（2年任期）した初年度に実施する。 2年次・3年次実施 1年次・3年次に変更（申し合わせ）</p> <p>視察研修は、各常任委員会が課題を選定し、所管事務調査として実施する。</p> <p>実施期間 東京以南 5泊6日以内・4泊5日以内 東京以北 3泊4日以内・2泊3日以内</p>
	2. 海外行政調査等派遣の凍結	<p>北海道町村議会議長会が主催し実施している海外行政調査等派遣視察研修について、当町では平成2年から当選回数3回以上の議員を対象とし実施してきたところである。派遣資格の見直しや、海外視察のあり方について議論を重ねたところである。</p> <p>現状においては、まちづくりに具体的に活かせるテーマや効率の良い日数、人員等の見直しが必要であるとともに、昨今の財政事情等を勘案し、当分の間は海外行政視察等派遣については凍結することとした。</p> <p>ただし、研修テーマや国際的視野等、見聞を広める意義ある視察研修については、十分に審議し、対応することが必要であると判断する。</p>		4月					当分の間、凍結

改革区分	改革の項目	改革の内容	実施計画					具体的な実施状況
			H 10	H 11	H 12	H 13	H 14	
3. 議員の政策能力向上について	1. 政策形成過程での議会の関与	<p>町が政策立案する計画、構想等については将来のまちづくりを推進するうえで重要な位置づけであると考えます。</p> <p>従来までは指針、方針が固まった段階で議会側に明らかにされ審議されるケースが多く、議会の意思が反映されにくいところであったが、まちを左右する重要な案件については積極的に協議を望むものである。</p> <p>議会としても政策形成過程の段階から各常任委員会が所管事務調査として取り上げるなど、積極的に取り組むべきである。</p> <p>また、平成9年4月から申し合わせにより、町の諮問機関である各種審議会、委員会の兼職禁止を進めてきたが、一部情報収集に乏しい部分が生じていることから、今後の情報公開制度との整合性の中で、各議員は各種審議会、委員会を傍聴するなど、行政課題を先取りする努力が必要である。</p>		1月				<p>総務文教常任委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>所管事務調査 「総合的情報公開制度について」 平成11年7月～平成11年12月まで調査 議案提案：平成11年9月（平成12年1月施行）</li> <li>所管事務調査 「小中学校適正配置について」 平成13年6月～現在まで調査中 今後の予定：適正配置計画の策定</li> <li>所管事務調査 「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律について」 平成13年12月～平成14年3月まで調査 議案提案：平成14年3月（同年4月1日施行）</li> </ul> <p>民生常任委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>所管事務調査 「広域ごみ処理とごみの有料化について」 平成11年7月～平成12年3月まで調査 有料化実施：平成12年5月</li> <li>所管事務調査 「介護保険制度」 平成11年7月～平成12年3月まで調査 介護保険実施：平成12年4月</li> <li>所管事務調査 「町内循環福祉バスの有料化について」 平成14年3月～平成14年6月まで 今後の予定：平成14年10月から有料化実施</li> </ul> <p>産業建設常任委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>所管事務調査 「萩の里自然公園の現状と今後の計画について」 平成12年6月～平成12年9月</li> <li>所管事務調査 「畜産の現状と課題について」 平成13年12月～平成14年3月まで調査</li> </ul>
	2. 各種制度の十分な活用	<p>公聴会、参考人制度、議案の提案、修正権、本会議での討論など制度としては存在するが、あまり活用されていないのが実態であり、議会の権能を高めるためにも、こうした各種制度を十分活用していくべきである。</p> <p>特に平成3年の地方自治法改正で参考人制度が導入されたことにより、請願、陳情の審査にあたっては直接本人から説明や意見を聴取するほか、議案審査においても利害関係者や学識経験者等から意見を聴取するなど、制度を有効に活用する必要がある。</p>		1月				<p>総務文教常任委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>陳情審査 「児童クラブ有料化に対する陳情書」 平成13年3月14日（移動常任委員会～竹浦コミセンで実施） 陳情代表者ほか3名を参考人として意見聴取</li> </ul> <p>議会運営委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>陳情調査 「白老町議会議員定数の削減に関する陳情書」 平成10年12月24日 陳情者3名を参考人として意見聴取</li> </ul>

改革区分	改革の項目	改革の内容	実施計画					具体的な実施状況
			H 10	H 11	H 12	H 13	H 14	
	3. 一般質問の活性化	<p>一般質問は執行機関に対して事務事業の執行状況や町の将来の方針等について所信を質すものであり、政策の議論を高める場として重要な位置づけであると判断している。議員個々の自助努力により政策研究を重ね、執行側から明解な答弁を引き出すことが、町民を代表する議員の責務であると考えているところである。</p> <p>議員においては、今後も積極的に一般質問を行い、まちづくりへの質の高い政策議論をすべきである。</p>		1月				<p>一般質問の件数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成8年 延べ26人、59項目（定例会当たり 6.5人、14.8項目）</li> <li>平成9年 " 30人、74項目（ " 7.5人、18.5項目）</li> <li>平成10年 " 22人、43項目（ " 5.5人、10.8項目）</li> <li>平成11年 " 26人、57項目（ " 6.5人、14.5項目）</li> <li>平成12年 " 21人、44項目（ " 5.2人、11.0項目）</li> <li>平成13年 " 27人、47項目（ " 6.8人、11.8項目）</li> <li>平成14年 " 23人、45項目（ " 5.8人、11.3項目）</li> </ul> <p>代表・一般質問席の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>町理事者・執行者席と対面する質問席の設置 ~ 平成12年9月定例会から</li> </ul> <p>一般質問における一問一答方式の採用 平成14年3月定例会から試行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>質問者の持ち時間 45分（答弁時間を除く）</li> </ul>
	4. 会派の充実強化	<p>会派制を導入している当議会においては会派の充実強化は論をまたないところである。議員の政策能力向上には議員個々の研鑽や情報交換は勿論のこと、政策立案が重要であり、会派ごとの研修、勉強会を実施し議案提案するなど、専門的・実務的な研修の充実や議員同士のパネルディスカッション等、具体的には参加型研修や近隣の市町村議会等を含めた広域的共同研修等も工夫すべきである。なお、将来的には会派室の設置についても要望していくべきである。</p>		1月			<p>5会派 ~ 各会派ごとの勉強会・検討会など実施している。</p> <p>会派室の設置 ~ 町長へ要請（平成11年2月3日付） 現庁舎では、スペース的に困難との回答</p>	
	5. 議会図書室とOA機器の整備	<p>議員の政策能力向上には各種法令参考図書等の書籍の充実が必要であり、将来的には専用議会図書室の設置について要望していくべきである。</p> <p>また、議員に対する文書通知などは効率化、迅速化を図るため、各議員宅にファクシミリの設置など、情報化時代のすう勢からも早急に検討するべきである。</p>	図書室 FAX			4月	<p>図書室の整備 ~ 平成11年2月3日付で白老町長へ要請書の提出</p> <p>町例規集の廃止に伴う庁内LANによる「例規検索システム」の導入と議員へのCD-ROM（例規）の配布、事務局PCでの検索（平成12年4月実施）</p> <p>各議員宅のFAX設置状況 17議員設置、設置率90%（平成14年6月現在）</p> <p>代表・一般質問通告書 ファックスによることを認める。 白老町運営基準の改正（平成14年3月定例会から実施）</p>	
	6. 議会事務局の体制強化	<p>本会議、委員会に必要な資料の調査、収集、研究のため、事務局体制の強化は必要であり、これからは、いままで以上に調査係的な要素の業務が増えてくることも予想されることから、事務職員の努力により幅広く専門的能力を習得していくべきである。</p> <p>また、事務の能率化を更に進めるため、委員会の会議録作成を外部委託するなど、事務改善に取り組むべきである。</p>				4月	<p>会議録反訳の外部委託（平成12年4月から全部委託）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>定例会、臨時会 ~ 専門業者（会議録センター）へ委託</li> <li>各委員会 ~ 町内在住者へ委託（主婦中心）</li> </ul> <p>&lt; H12会議録センター分：2,229千円、町内委託分：1,400千円（延べ117名）&gt; &lt; H13会議録センター分：1,470千円、町内委託分：798千円（延べ64名）&gt; &lt; H14会議録センター分：1,942千円、町内委託分：817千円（延べ69名）&gt;</p> <p>本会議・委員会会議録の議員配布をCD-ROM化する。（平成14年3月実施）</p>	

改革区分	改革の項目	改革の内容	実施計画					具体的な実施状況
			H 10	H 11	H 12	H 13	H 14	
4. 町民に親しまれる議会づくり	1. 各委員会の地域別開催	現在、委員会室で行われている各委員会を各地域のテーマに合った題材で地域別に開催し、委員会の傍聴を促すなど、議会への親しみ、関心を持っていただく取り組みが必要である。具体的には地域に関連する陳情や所管事務調査を当該地域で実施するとともに、地元住民との懇談を実施するなど、議会に対する住民の更なる関心と理解を深めることとした。						<p>移動常任委員会 ~ 民生常任委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成11年10月18日～20日(3日間)</li> <li>・各地区 3カ所 傍聴者：29人</li> <li>・「介護保険について」</li> <li>・委員会終了後、傍聴者との懇談を実施</li> </ul> <p>移動常任委員会 ~ 総務文教常任委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成13年3月14日(1日間)</li> <li>・竹浦コミセン 傍聴者：24名</li> <li>・「児童クラブ有料化に対する陳情書」</li> <li>・陳情代表者を参考人制度として招へい</li> <li>委員会終了後、父母からの意見聴取</li> </ul> <p>移動常任委員会 ~ 総務文教常任委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成13年8月20日～28日(5日間)</li> <li>・社台、白老、萩野、竹浦、虎杖浜 傍聴者：93名</li> <li>・「小中学校適正配置について」</li> <li>・各地区PTA、父母会の代表と懇談</li> </ul> <p>移動常任委員会 ~ 民生常任委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成14年1月25日(1日間)</li> <li>・竹浦 はまなす会館 傍聴者：34名</li> <li>・「浜竹浦地区の集会施設建設に関わる陳情書」</li> <li>・委員会終了後、傍聴者との懇談会を実施</li> </ul>
	2. 議員の出前トーク	<p>住民の多様化するニーズに応えるため、町民と議会との接点を密接にすることが求められている。地域の要請により議員が出向いて、町民の切実な訴え、要望を聞き入れ、議会活動に反映させる努力が必要であり、「議員の出前トーク」的な施策を講じることが必要である。具体的には各地域・住民から議員の出席要請(議員の指名)があった場合は積極的に出席し、町民の不満や不信を解消するなど、議会の機能と役割を果たすとともに議員活動の活発化を図ることとした。</p> <p>「議会の出前トーク」・「議員の出前トーク」</p>	4月				<p>平成11年7月19日 要請先：白老町商工会建設業部会・工業部 出前者：中出、根本、清水、及川、塚見、松田議員 6名</p> <p>平成11年8月23日 要請先：元気まち100人会議 出前者：大淵、吉田議員 2名</p> <p>平成12年1月18日 要請先：白老建設協会 出前者：中出、根本、清水、及川、塚見、松田議員 6名</p> <p>平成13年3月4日 要請先：竹浦地区児童クラブ父母の会 出前者：大淵、加藤、根本議員 3名</p> <p>平成13年4月21日 要請先：元気まち100人会議 福祉部会 出前者：大淵、吉田議員 2名</p> <p>平成13年11月16日 要請者：新日本婦人の会 出前者：大淵議員</p>	

改革区分	改革の項目	改革の内容	実施計画					具体的な実施状況
			H 10	H 11	H 12	H 13	H 14	
	3. 議会議事堂の開放	議会議事堂の使用については、「白老町議会議事堂使用規程」において、使用の範囲が制限されているが、町民に議会を身近に感じていただく手法として「子ども議会」や「模擬議会」など開催したい要請があった場合は、今後も積極的に議事堂を開放する。		1月				
	4. 傍聴者への一般質問通告書の配付	現在、傍聴者に対しては、一般質問の通告内容の一覧表(項目の箇条書)を配付している。より通告内容の要旨、論点を明瞭に知らせることが、議会を身近に感じて町民と議員との新しい接点を見出すことにつながることから、傍聴席に議事日程や一般質問通告書(通告内容)を備え付けることとした	12月					平成10年12月 第4回定例会から実施(従前は、質問項目のみ配布) 傍聴者 平成11年 218人(3月:9人、6月:74人、9月:88人、12月:47人) 平成12年 134人(3月:49人、6月:1人、9月:20人、12月:64人) 平成13年 147人(3月:62人、6月:5人、9月:59人、12月:21人) 平成14年 91人(3月:25人、6月:7人、9月:42人、12月:17人)
	5. ポケットベル、携帯電話の持ち込み禁止	携帯電話等の持ち込みが、議事の妨害につながる恐れがあり、議事を静粛に進行するためにも本会議場、委員会中においては、議員、説明員、傍聴者について持ち込みを禁止することとした。	12月					平成10年12月第4回定例会において各議員へ通知
	6. 障害者に配慮したスロープ等の設置	現庁舎に議事堂(2階)までのスロープ等が設置されていないため、車椅子等で来られた傍聴者の対応が困難である。将来的にはスロープ、エレベーターの設置は必要不可欠である。庁舎改築までの間は、暫定的に階段昇降機などの設置を要望していくこととした。						平成11年2月3日付で白老町長へ要請書の提出
	7. 休日・夜間議会の実施および議会ビデオ貸出・放映	検討小委員会と各種団体等の意見交換会の中でも傍聴しやすい時間設定として休日・夜間議会の開催など、議会に対する関心、興味を喚起することも課題として取り上げ、慎重に調査検討を重ねた。今回の答申においては、実施を見送ることとされていたが、今後更に町民と議会との新しい接点のあり方など、傍聴しやすい環境づくりを積極的に進める必要が不可欠であると判断し、年1回(基本的には3月定例会)「夜間議会」(代表質問)を開催することとした。  なお、議会ビデオの貸出と放映については、今後の検討課題とした。		6月				平成11年7月7日 ナイター議会 ・ 第2回定例会 代表質問3名 ・ 午後6時~午後9時まで 傍聴者:43人  平成12年3月15日~16日 ナイター議会 ・ 第1回定例会 代表質問5名 ・ 午後6時~午後9時まで 傍聴者:41人(15日:26人、16日:15人)  平成13年3月15日~16日 ナイター議会 ・ 第1回定例会 代表質問5名 ・ 午後6時~午後9時まで 傍聴者:39人(15日:10人、16日:29人)  平成14年3月14日~15日 ナイター議会 ・ 第1回定例会 代表質問5名 ・ 午後6時~午後9時まで 傍聴者:18人(14日:3人、15日:15人)

改革区分	改革の項目	改革の内容	実施計画					具体的な実施状況
			H 10	H 11	H 12	H 13	H 14	
5. 議会の情報公開	1. 情報公開条例制定に向けた議会の対応	<p>現在、白老町では平成11年度の情報公開条例制定に向けた準備が進められており、議会においても町民参加の充実や、議会の透明性の向上を図るため、情報公開制度の必要性を認識したところである。したがって、議会をこの条例の実施機関に含めることが望ましいと考える。議会としても情報公開条例等の制定に向けた準備として、関係規則等の整備をはじめ、委員会会議録・保存文書等を整理し、情報の共有化に配慮した、開かれた議会を目指していくこととした。</p>			2月			<p>各委員会の公開</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成12年2月より議会広報、報道（新聞）へ委員会日程・審議内容の掲載</li> <li>・平成11年 傍聴者： 43人（2委員会）</li> <li>・平成12年 傍聴者： 24人（3委員会）</li> <li>・平成13年 傍聴者： 141人（4委員会） うち93名 移動委員会分</li> <li>・平成14年 傍聴者： 40人（3委員会） うち34名 移動委員会分</li> </ul> <p>委員会記録の全文議事録化 ~ 情報公開制度による公開（平成12年4月より）</p> <p>本会議議事録のインターネットによる公開（平成12年度実施）</p> <p>情報公開条例に基づく開示請求 平成14年 3件（委員会会議録）</p>
6. 議員の倫理について	1. 倫理規程的な制度の検討	<p>議会議員は町民の代表者として、その品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、町民の厳粛な信託に応えるべく、常に町民の奉仕者として、その人格と倫理の向上に努力することが当然の義務である。しかし、一連の不祥事により、議会に対しての不信感が根強く、信頼が失われつつあり、議会の甘さや、体質のあり方が指摘されている。</p> <p>このことから、信頼回復に向けた議会全体に課せられた課題は極めて重いと認識するところである。現在の地方自治法では、議員の私的に関わる不祥事に対する罰則の手法はないと判断するが、議員のモラルの向上策として、また、議会自体の権威を回復させるため答申においても倫理規程的なものを策定する調査、検討が必要とされている。</p> <p>このことから、更に議会の規律としての品位を保ち、政治倫理の確立を期し、もって町政の健全に資することを目的とする「（仮称）白老町政治倫理条例」の制定（平成11年3月）を目指し、今後、白老町に適した目的・倫理基準等の内容について検討を重ねていくこととした。</p>		4月			<p>平成11年3月23日条例制定 4月1日施行</p>	

改革区分	改革の項目	改革の内容	実施計画					具体的な実施状況													
			H 10	H 11	H 12	H 13	H 14														
7. その他改革事項		<p>長期欠席議員の報酬減額の制度化（条例改正 平成8年10月1日施行）</p> <p>執行機関の委員会・審議会の委員就任の禁止（法令等に基づくもの及び申し合わせの委員会等を除く。）</p> <p>委員会及び協議会の原則公開</p> <p>議員報酬の削減</p> <p>市町村合併調査研究会の設置</p>					<p>疾病等により、長期間議員活動ができなくなった場合、減額割合に基づき報酬を減額する。 「議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例」</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>議員活動ができない期間</th> <th>減額の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>180日以上365日未満</td> <td>100分の25</td> </tr> <tr> <td>365日以上</td> <td>100分の50</td> </tr> </tbody> </table> <p>現在「申し合せ」により、7委員会・審議会の委員に就任</p> <p>現在「申し合せ」により、委員会及び協議会の傍聴は原則として公開することとしている。</p> <p>行政改革の一環として人件費の抑制措置が講じられていることから、議会としてもこの姿勢を重く受け止め、行政と一体となってこの難局に取り組むこととした。</p> <table> <thead> <tr> <th>削減額</th> <th>報酬・期末手当の総額から（平成14年～平成16年）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>議長 11%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>副議長 7.5%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>議員 5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>6月 市町村合併についての理解と議論の活発化を促す必要があることから、全議員による任意組織として「市町村合併調査研究会」を設置する。 会長及び幹事会(5名)を置く。 ・7月16日 元気まち市町村合併研究会報告書の説明 ・7月29日 市町村財政運営シミュレーションの説明 ・8月26日 市町村合併に関する講演会</p>	議員活動ができない期間	減額の場合	180日以上365日未満	100分の25	365日以上	100分の50	削減額	報酬・期末手当の総額から（平成14年～平成16年）		議長 11%		副議長 7.5%		議員 5%
議員活動ができない期間	減額の場合																				
180日以上365日未満	100分の25																				
365日以上	100分の50																				
削減額	報酬・期末手当の総額から（平成14年～平成16年）																				
	議長 11%																				
	副議長 7.5%																				
	議員 5%																				